

令和5年7月27日  
世田谷保健所生活保健課

## (仮) 世田谷区動物連絡員制度について

### 1 主旨

令和5年4月に改定施行した「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）」に基づいて実施する世田谷区動物連絡員制度について、以下のとおり募集を開始するので報告する。

### 2 世田谷区動物連絡員の概要

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、区民、ボランティア・関係団体等及び区が互いに役割を果たしながら、連携・協力して取り組む必要がある。区は、今年度より、区民からの連絡・相談に対し、区と協働して動物に関する地域の課題把握に取り組む世田谷動物連絡員制度を開始する。

### 3 世田谷区動物連絡員募集の概要

#### (1) 募集人数

30名程度

#### (2) 募集期間

令和5年8月1日から8月31日まで

#### (3) 応募資格

以下の条件を全て満たす方

①世田谷区内における実際の活動予定区域又は隣接区域に3年以上在住している満18歳以上の方

②地域の実情に精通し、区民が気軽に相談に行ける方

③活動に必要な時間を確保できる方

④区民からの連絡及び相談に応じるとともに、個人に関する情報等を守れる方

⑤区が主催する連絡員勉強会を受講するとともに、区が主催する動物に関する講習会（以下、「講習会等」という。）を委嘱までに受講できる方

#### (4) 任期

令和6年1月31日から令和8年3月31日まで（更新あり）

#### (5) 活動内容

①活動区域における動物飼育等に関する区民からの連絡及び相談に対する助言その他必要な援助の実施

②活動区域における動物飼育状況等の情報収集及びその課題の把握

③把握した情報の関係機関（区、その他行政機関、町会、東京都獣医師会

- 世田谷支部等)との共有
- ④区との連携による、保健所事業及び世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プランの事業への支援及び協力の実施
  - ⑤地域ねこ活動及び犬の散歩マナー等の普及啓発の実施
  - ⑥前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める活動の実施
- (6) 募集から委嘱までの流れ
- 応募者より提出された応募書(自由記述「今後、世田谷区動物連絡員として活動したい内容」を含む)に基づき審査の上、世田谷区動物連絡員委嘱候補者(以下、「委嘱候補者」という。)を決定する。
- 委嘱候補者のなかで、連絡員勉強会及び講習会等を原則2種以上受講した方を世田谷区動物連絡員として委嘱する。
- (7) 報告
- 年に1回又は区の求めに応じて、活動記録の提出を求める。
- (8) 報酬等
- 活動、会議や研修参加などに対する謝礼や交通費などの支給はない。ボランティア保険の加入費用については、区で負担する。
- (9) その他
- 現在、仮称としている動物連絡員の愛称は、1月より活動を開始する連絡員の意見を伺い調整する。

#### 4 所要経費

- (1) 歳出予算 314千円

<内訳>

- ①報償費(連絡員勉強会講師謝礼) 42千円
- ②一般需用費(腕章等) 242千円
- ③役務費(ボランティア保険料) 30千円

- (2) 歳入予算 314千円

※東京都医療保健政策区市町村包括補助事業(10/10)

#### 5 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年 8月 世田谷区動物連絡員募集開始  
(区のおしらせせたがや8月1日号、区広報板、区ホームページ、ツイッター等にて周知)  
まちづくりセンター連絡調整協議会へ情報提供
- 10月 応募者へ結果通知
- 11月～12月 連絡員勉強会開催
- 令和6年 1月 委嘱・活動の開始
- 令和6年度以降 継続的に募集・委嘱